

災害時における警備業協会間の
広域支援に関する協定

社団法人富山県警備業協会、社団法人石川県警備業協会、社団法人福井県警備業協会、社団法人岐阜県警備業協会、社団法人愛知県警備業協会、社団法人三重県警備業協会は、大災害発生時における相互協力について、次のとおり支援協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 中部地区警備業協会連合会を構成する各県警備業協会（以下「協会」という。）が、当該自治体等との間で締結した災害時における支援協定等（以下「支援協定」という。）に基づき警備員の出動要請を受けた場合に、自県の警備員をもって要請された人員を確保できない時は、この協定に基づき必要な人員を確保するとともに所定の警備活動を実施して、もって、警備業の社会的役割を果たすことを目的とする。

（支援要請）

第2条 協会は、自治体等から出動要請を受けた警備員数に不足が生じた場合は、他の協会に対して必要な警備員の出動及び装備資器材の提供を要請することができる。

（費用の請求及び支払い）

第3条 他県へ出動した警備員及び装備資器材にかかる費用の請求及び支払いは、支援を要請した協会の支援協定に定めるところによる。

（災害補償及び損害の負担）

第4条 他県へ出動した警備員が、要請された業務の実施により災害を受けた場合の補償及び生じた損害の負担については、支援を要請した協会の支援協定に定めるところによる。

（協議）

第5条 協会は、この協定に基づき支援活動を円滑に実施するため、必要に応じて他の協会と協議するものとする。

(適用)

第6条 この協定は、平成9年10月30日から適用する。

この協定を証するため、本書6通を作成し、各協会長記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年10月30日

社団法人富山県警備業協会 会長



川田 滄



社団法人石川県警備業協会 会長

小坂 原作



社団法人福井県警備業協会 会長

鈴木 栄一



社団法人岐阜県警備業協会 会長

不破 利兼



社団法人愛知県警備業協会 会長

松本 定道



社団法人三重県警備業協会 会長

竹内 裕

